

第8条（会員情報の変更）

- (1) 賛助会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を法人に通知しなければならない。
- (2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、法人は一切の責任を負わないものとする。

第9条（会員資格の喪失）

賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（除名）

法人は、賛助会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 法人の定款等に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、法人が会員として不適切と判断した場合。

第11条（退会）

賛助会員は、法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金及び年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第13条（禁止事項）

賛助会員は、法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。
- (5) その他、不適切と判断される行為。

第14条（損害賠償）

- (1) 賛助会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって法人が損害を受けた場合、当該会員は、法人が受けた損害を法人に賠償することとする。
- (2) 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第15条（会員規約の変更）

法人は、運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがある。